

指定野菜価格安定対策事業①

【事業の仕組みと対象野菜】

alic Agriculture & Livestock
Industries Corporation

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 予約業務課

目次

1. 事業の仕組みと事務手続き
2. 事業対象となる野菜の条件

1. 事業の仕組みと事務手続き

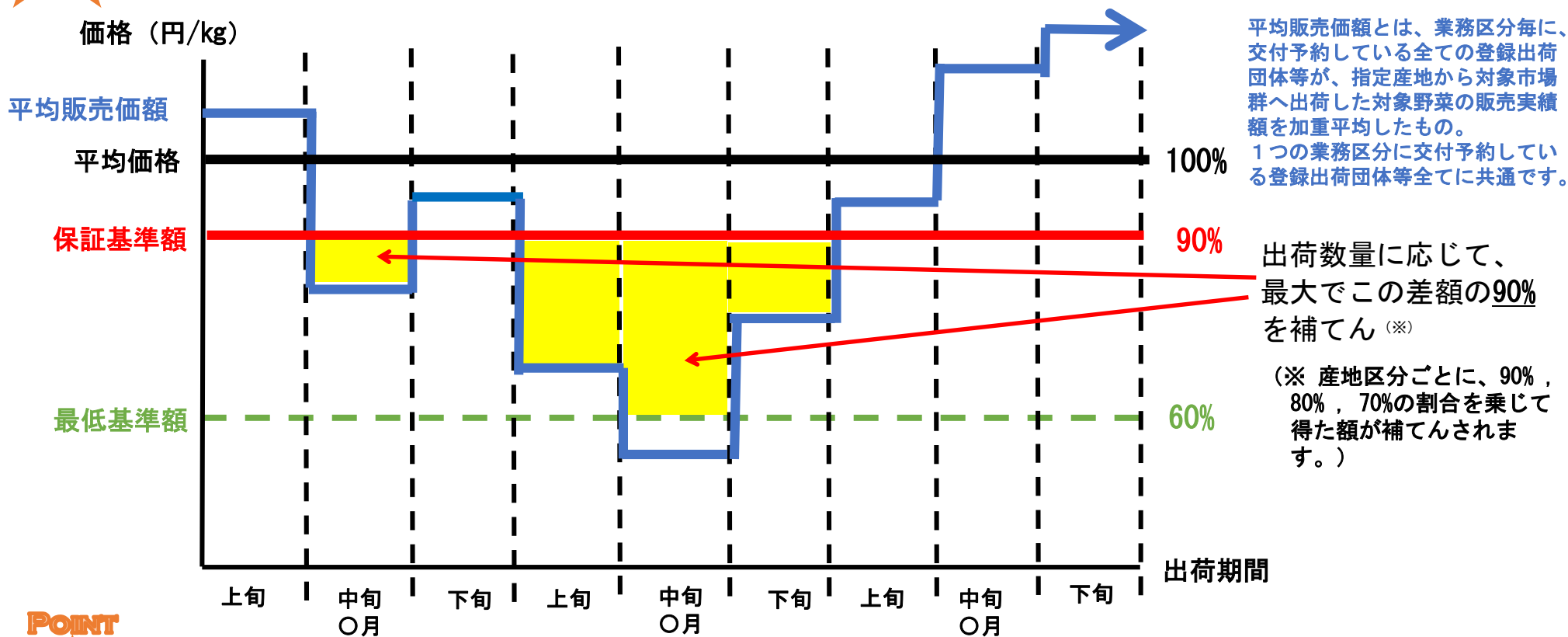
【事業の仕組み】

- ・本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT



豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。
生産者補給金は対象出荷期間の終了後から約2～3ヶ月で交付されます。



POINT

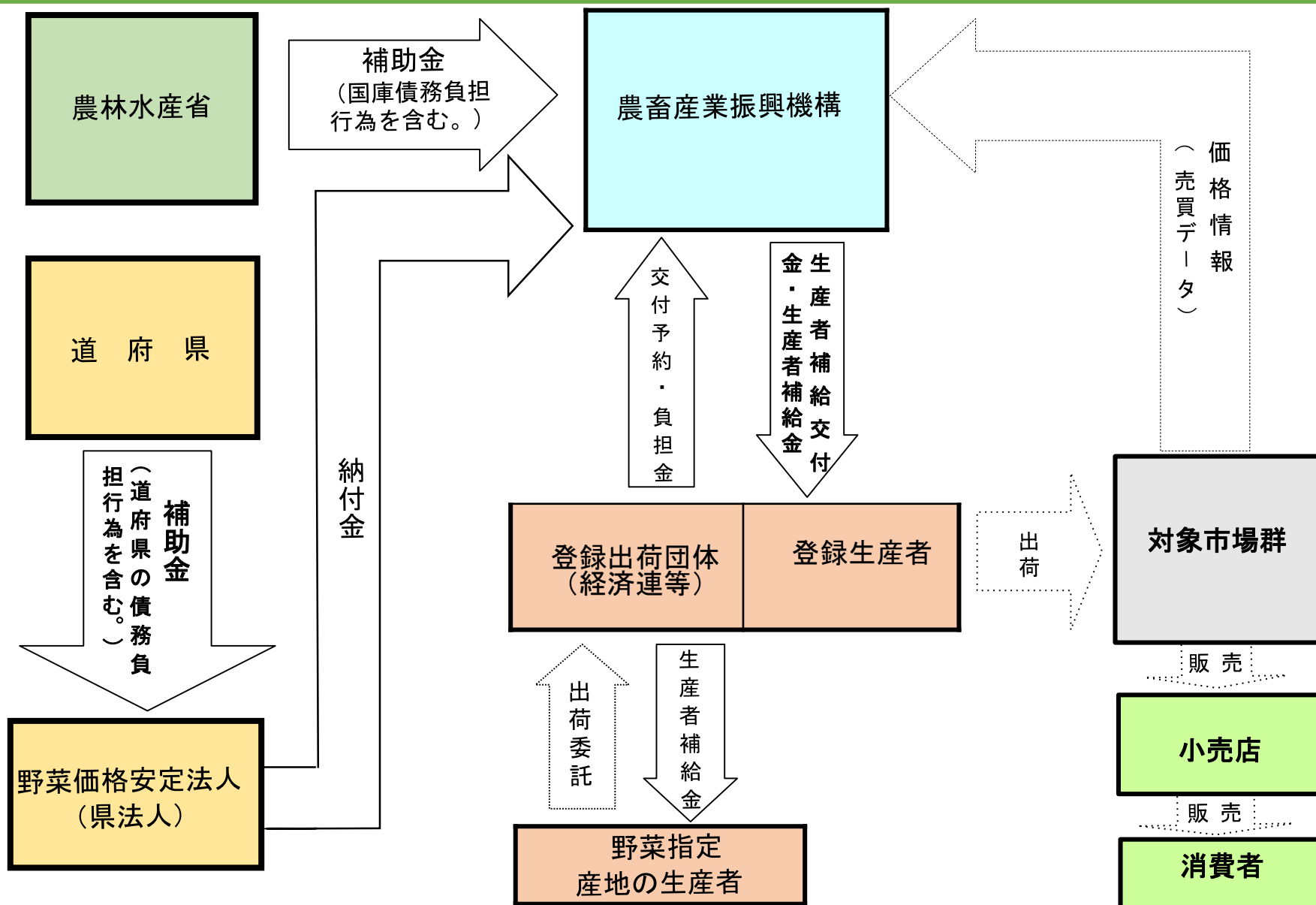


野菜価格の変動に応じた旬別の計算により、生産者を支援します。

さといも、たまねぎ、ばれいしょは、月別により計算

【大まかな事務手続きの流れ】

- ・ 機構に登録した登録生産者及び登録出荷団体が負担金を積み立て、道府県は野菜価格安定法人(県法人)に補助金を交付し、野菜価格安定法人(県法人)が機構に納付金を納付します。



2. 事業対象となる野菜の条件

- 指定野菜
- 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜
- 生産者の委託を受けて登録出荷団体が出荷したもの
または、登録生産者が出荷したもの
- 対象市場群に属する市場等へ出荷したもの
- 対象出荷期間内に出荷したもの
- 機構が定める規格に適合したもの

【指定野菜】

- ・ 国民消費生活上重要な野菜として、14品目（30種別）が指定野菜とされています。
- ・ 指定野菜は、重要野菜、調整野菜、一般指定野菜の3つに分類されます。

重要野菜

春・夏秋・冬キャベツ
たまねぎ
秋冬だいこん
秋冬はくさい

調整野菜

春・夏だいこん
春・夏はくさい
春夏・秋・冬にんじん
春・夏秋・冬レタス

一般指定野菜

夏秋・冬春きゅうり、
夏秋・冬春トマト、
夏秋・冬春なす
春・夏・秋冬ねぎ、
夏秋・冬春ピーマン、
ばれいしょ、ほうれんそう、
秋冬さといも

- ・ 供給計画は、農産局長に承認の申請
- ・ 緊急需給調整の参加必須、特別補給交付金 (注) の選択は義務
- ・ 標準の資金造成は、国 65、県 17.5、生産者 17.5 %
特別補給交付金とは、計画出荷を達成した場合に上乗せされる加算金です。

- ・ 供給計画は、農産局長に届出
- ・ 緊急需給調整の参加必須、特別補給交付金は選択可能
- ・ 標準の資金造成は、国 60、県 20、生産者 20 %

- ・ 供給計画は、農産局長に届出
- ・ 緊急需給調整の対象外、特別補給交付金は選択可能
- ・ 標準の資金造成は、国 60、県 20、生産者 20 %

POINT

3

資金の積立に国と道府県あわせて8割程度の補助があります。

4

【野菜指定産地】

- 野菜生産出荷安定法施行規則に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、都道府県知事の申出を受けて、農林水産大臣が指定する産地を『指定産地』といいます。
- 野菜指定産地の区域で生産されたものが事業対象となります。
- 指定産地の区域は、原則として市町村単位で構成されています。

【野菜指定産地の指定基準（国が指定）】

(1) 作付面積要件

- ① 対象野菜（種別）の作付面積が以下の面積に達しているか又は達する見込みが確実なこと。

区分	指定野菜の種類	面積
葉茎菜類 根菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス	20(16)ヘクタール
果菜類	きゅうり、トマト、なす、ピーマン	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン 12(10)ヘクタール
		冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン 8(6)ヘクタール

※() 内は、既に他の種別の指定産地の区域等を指定産地として指定する場合の特例

(2) 共同出荷要件

- ① 対象産地の区域内で生産される対象野菜の共同出荷組織又は一定の大規模生産者による出荷数量の合計がその区域内の出荷数量の3分の2（対象野菜の区域内の作付面積が以下の面積以上の場合には2分の1）を超えているか又は超える見込みが確実なこと。

共同出荷割合の特例の適用要件

指定野菜の種類	面積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ及びレタス	50ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあっては30ヘクタール 冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあっては20ヘクタール
さといも及びほうれんそう	20ヘクタール
ねぎ	25ヘクタール

- ② 区域内の対象野菜の出荷が全体として合理的・計画的に行われているか又は行われる見込みが確実なこと。

【野菜指定産地数】

野菜の種類（14品目）	種別（30種別）	野菜指定産地数
キャベツ	春キャベツ	27
	夏秋キャベツ	28
	冬キャベツ	37
きゅうり	夏秋きゅうり	70
	冬春きゅうり	52
さといも	秋冬さといも	13
だいこん	春だいこん	14
	夏だいこん	30
	秋冬だいこん	33
トマト	夏秋トマト	72
	冬春トマト	60
なす	夏秋なす	34
	冬春なす	26
にんじん	春夏にんじん	20
	秋にんじん	18
	冬にんじん	26

野菜の種類（14品目）	種別（30種別）	野菜指定産地数
ねぎ	春ねぎ	13
	夏ねぎ	19
	秋冬ねぎ	47
はくさい	春はくさい	9
	夏はくさい	10
	秋冬はくさい	24
ピーマン	夏秋ピーマン	18
	冬春ピーマン	14
レタス	春レタス	15
	夏秋レタス	15
	冬レタス	31
たまねぎ	たまねぎ	45
ばれいしょ	ばれいしょ	32
ほうれんそう	ほうれんそう	38
合 計		890

野菜指定産地数は、令和4年2月現在

農林水産省のHPに野菜指定産地の指定状況は公表されています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai/y_law/index.html

【対象市場群に属する市場等】

- 機構の定める対象市場群とは、全国にある卸売市場等を10のブロックに区分し、そのブロックごとに属する卸売市場等を指します。
- この対象市場群に属する卸売市場等は、中央卸売市場、機構の定める地方卸売市場及び野菜の販売施設（現在は、JA全農青果センター(株)の3事業所）に限られます。

対象市場群名	対象市場群に属する都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県及び福井県
東海ブロック	岐阜県、愛知県及び三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県岩国市
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州ブロック	山口県（岩国市を除く）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県

・野菜種別ごとにそれぞれ対象出荷期間が定められています。

【対象出荷期間 ①葉茎菜】

種類		月																
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
葉	キャベツ	春キャベツ			夏秋キャベツ				冬キャベツ									
		4~5/15		5/16~6		7~10				11~12		1~3						
					7	8	9	10	11	12	1	2	3					
葉	ねぎ	春ねぎ			夏ねぎ				秋冬ねぎ									
		4~6			7~9				10~12		1~3							
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
茎	はくさい	春はくさい			夏はくさい				秋冬はくさい									
		3/16~6			7~8/10		8/11~10/15		10	11~12		1~3						
		3/16~4		5	6			8/11~31	9~10/15		11	12	1	2	3			
菜	ほうれんそう	4~6			7~9				10~12			1~3						
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
菜	レタス	春レタス		夏秋レタス					冬レタス									
		4~5		6~7		8~10			10/16~11	12	1~2		3					
		4	5	6	7	8	9	10	A	11		1	2					
類	たまねぎ	4 (即売)	5~6 (即売)		7~10				11~12 (貯蔵)		1~3 (貯蔵)							
					5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
								8~12 (即売)					1~4 (即売)					
						8	9	10	11	12	1	2	3	4				

注：野菜の種類ごとの上段は種別であり、中段は複数月の対象出荷期間（月又は月／日）及び下段は単月の対象出荷期間（月又は月／日）を示す。
Aは、レタスの対象出荷期間（10/16~10/31）である。

【対象出荷期間 ②果菜・根菜】

種類		月														
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
果 菜 類	きゅうり	(前年度)	冬春きゅうり			夏秋きゅうり						冬春きゅうり				(次年度)
			5~6		7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
			5	6	7	8	9	10	11			1	2	3	4	
	トマト	(前年度)	冬春トマト			夏秋トマト						冬春トマト				(次年度)
			5~6		7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
			5	6	7	8	9	10	11			1	2	3	4	
	なす	(前年度)	冬春なす			夏秋なす						冬春なす				(次年度)
			5~6		7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
			5	6	7	8	9	10	11			1	2	3	4	
ピーマン		冬春ピーマン			夏秋ピーマン						冬春ピーマン					
		4~6/15		5/16~7		8~10		10/21~12		1~3						
		4	5	B	7	8	9	10	10/21~11	12	1	2	3			
根 菜 類	だいこん		春だいこん			夏だいこん			秋冬だいこん							
			3/16~6			7~9			10~12			1~3				
			3/16~4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	にんじん		春夏にんじん			秋にんじん			冬にんじん							
			3/16~5		6~7		8~10		11~12		1~3					
			3/16~4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	さといも		秋 冬 さ と い も													
			6~7		8~9		10~12			1~3						
			6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
ばれいしょ		4~6(即売)			7~9			10~12			1~3					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
											1~3(即売)					
									1	2	3					

Bは、冬春ピーマンの対象出荷期間（6/1~6/15）である。

- ・対象野菜毎に事業対象となる規格が定められています。

【指定野菜価格安定対策事業の規格①】

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ	品 質	包装形態
キャベツ	春キャベツ 夏秋キャベツ 及び 冬キャベツ	700グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 外葉の除去が適切であること。 キ 茎の切除が適切であること。 ク 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
きゅうり	夏秋きゅうり 及び 冬春きゅうり	65グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 肩おち、尻太り、尻細りの程度が軽微なこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 カ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
さといも	秋冬さといも	10グラム以上	ア 品種固有の形状を有すること。 イ 変形していないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害、傷害がないこと。 オ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
だいこん	春だいこん 夏だいこん 及び 秋冬だいこん	400グラム以上	ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根のないこと。 ウ す入り及び抽たいのないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 カ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 キ 水洗いのは、水切りが十分されていること。	ポリ袋、結束、段ボール箱、コンテナであること。
たまねぎ	たまねぎ	横径5.0cm以上	ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 結球充実し、分球又は裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 葉鞘及び根の切除が良好で、外皮のはく脱が少ないこと。 キ 適度に乾燥し、土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	網袋、段ボール箱、コンテナであること。

【指定野菜価格安定対策事業の規格②】

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ		品 質	包装形態
トマト	夏秋トマト 及び 冬春トマト	トマト (ミニトマト を除く)	70グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 変形の程度が軽微なこと。 ウ 着色状態が良好であること。 エ 花落ちあとが小さいこと。 オ 裂果が果肉に達していないこと。 カ 腐敗、変質していないこと。 キ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 ク 空洞の程度が軽微なこと。 ケ 過熟していないこと。 コ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
		ミニトマト	4グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 腐敗、変質していないこと。 ウ 病害、害虫がなく、傷害の程度が軽微なこと。 エ 着色状態が良好なこと。 オ 清浄であること。	
なす	夏秋なす 及び 冬春なす	50グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 変形の程度が軽微なもの。 エ へた割れ及び果皮のぼけの程度が軽微なこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害がなく、すれなどの傷害の軽微なこと。 キ 果梗の切除が適切なこと。 ク 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
にんじん	春夏にんじん 秋にんじん 及び 冬にんじん	40グラム以上		ア 品種固有の形状色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根がないこと。 ウ はだあれ現象が甚だしくないこと。 エ けい部の緑化が著しくないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 キ 葉柄及び細根の切除が良好なこと。 ク 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 ケ 水洗いのは、水切りが十分されていること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。

トマトのうちミニトマトとは、ミディートマト、ペテトマト、ミニトマト、チェリートマト、サンチェリートマト等いわゆるミニトマトをいう。

【指定野菜価格安定対策事業の規格③】

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ		品 質	包装形態
ねぎ	春ねぎ 夏ねぎ 及び 秋冬ねぎ	白ねぎ	直径0.7cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 萎凋の徴候のないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 土砂などの異物が異常に付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
		青ねぎ	長さ40cm以上		
		こねぎ	長さ30cm以上		
はくさい	春はくさい 夏はくさい 及び 秋冬はくさい	1,000グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 萎凋の徴候のないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害及び傷害のないこと。 キ 根部の切除が適切であること。 ク 外葉の除去が適切であること。 ケ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
ばれいしょ	ばれいしょ	20グラム以上		ア 品種固有の形状及び色沢を有すること。 イ 萌芽していないこと。 ウ 新鮮であって、病害虫等による傷害がないこと。 エ 土砂その他の異物の付着が著しくなく、調製が良好であること。	段ボール箱、紙袋、ポリ袋、コンテナであること。
ピーマン	夏秋ピーマン 及び 冬春ピーマン	15グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 変形していないこと。 ウ 果の表面が老化により変色していないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 果梗の切除が適切なこと。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。

ねぎのうちこねぎとは、万能ねぎ等いわゆるこねぎをいう。

ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

【指定野菜価格安定対策事業の規格④】

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ		品 質	包装形態
ほうれんそう	ほうれんそう			ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害がないこと。 オ 根部の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
レタス	春レタス 夏秋レタス 及び 冬レタス	結球レタス	250グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 茎の切除が適切であること。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
		非結球レタス	180グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいは軽微であること。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害がないこと。 オ 茎の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	

非結球レタスは、サニーレタス、グリーンリーフレタス等のリーフ系及びコス系レタスに限り、ステム系レタス及びサラダ菜は除く。